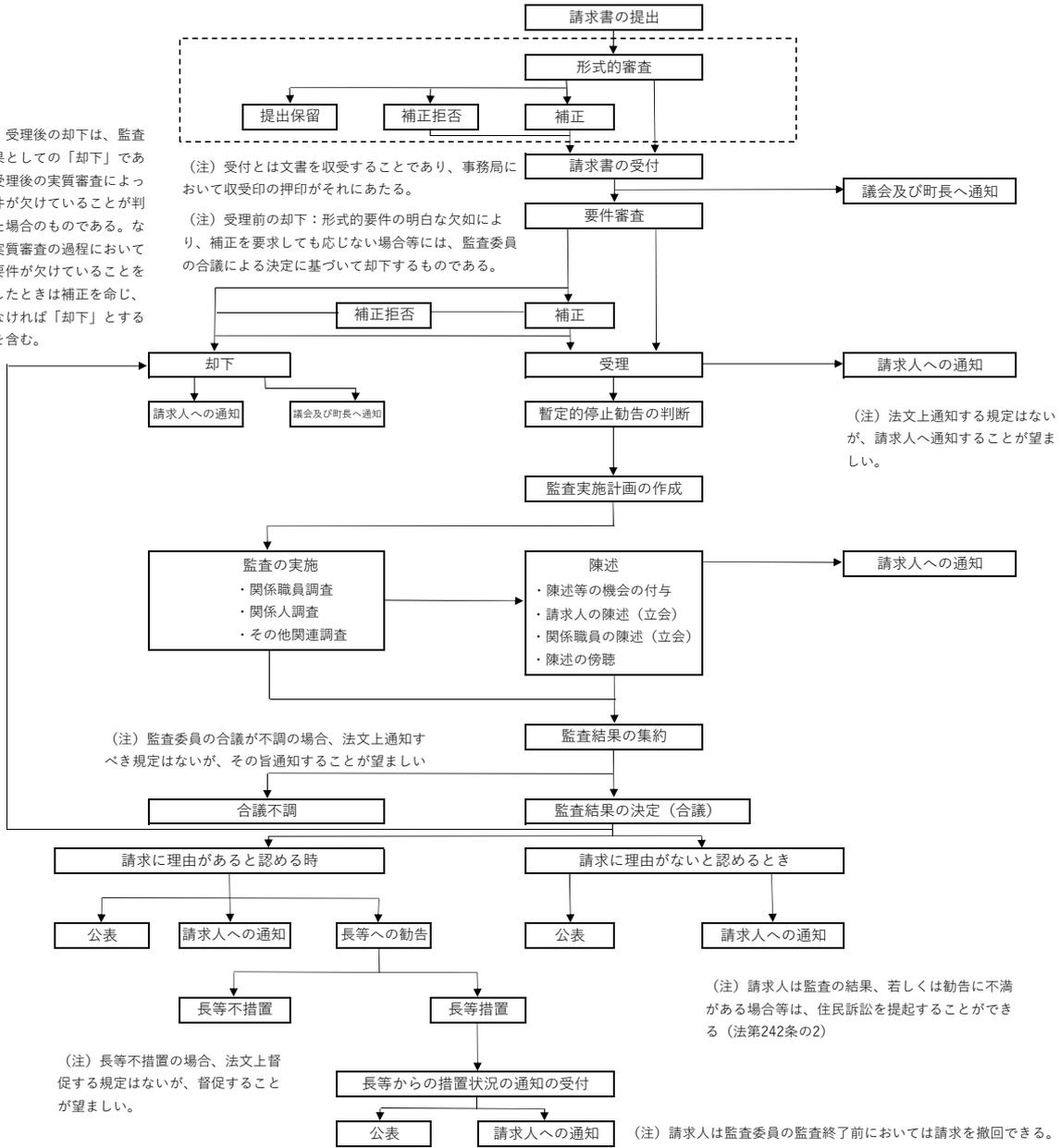


事務処理手続き図

(注) 受理後の却下は、監査の結果としての「却下」であり、受理後の実質審査によって要件が欠けていることが判明した場合のものである。なお、実質審査の過程においても、要件が欠けていることを発見したときは補正を命じ、応じなければ「却下」とする場合を含む。

(注) 受付とは文書を受受することであり、事務局において収受印の押印がそれにあたる。
 (注) 受理前の却下：形式的要件の明白な欠如により、補正を要求しても応じない場合等には、監査委員の合議による決定に基づいて却下するものである。



(注) 監査委員の合議が不調の場合、法文上通知すべき規定はないが、その旨通知することが望ましい

(注) 法文上通知する規定はないが、請求人へ通知することが望ましい。

(注) 請求人は監査の結果、若しくは勧告に不満がある場合等は、住民訴訟を提起することができる(法第242条の2)

(注) 長等不措置の場合、法文上督促する規定はないが、督促することが望ましい。

(注) 請求人は監査委員の監査終了前においては請求を撤回できる。